令和８年度６月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年　６月２２日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席１名）

１　沖田　　浩	２　植田　眞二	３　藤井　晴之	４　椿　　徹
５　種　　克也		７　片岡　里美	８　服部　信彦
９　大石　幹夫	10　三上　孝行	11　寺田　博樹	12　松﨑　寿昌
13　柘植　　勲			

出席推進委員　１３名（欠席３名）

１　山根　悦文	２　高橋　道明		
５　迫田　尚樹	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
９　冨永　有作	10　三上　好文		13　三田　　誠
13　沖　　征和	14　柘植　義徳	15　上田　祥司	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	定時になりましたので、今年度の第3回の邑南町農業委員会総会を開催したいと思います。順次来られると思いますので、よろしくお願いします。まず、会長挨拶ということで。梅雨入りからこちら、先週末まで雨も少なく、晴天にめぐまれておりましたが。先週末から、今週、来週にかけてどうも雨模様が続くようで。農作業するには、××が見られるのではないかと思います。それと先月にも、ちょっと挨拶で話をさせていただきましたが。最近やっぱり、熊の目撃の情報がかなり出回ってるようでして。最近では、人身の被害も報告されていますので。農作業等、それから3人作業など気をつけてやってください。以上です。 今日は、農業委員さん、6番の荒木委員さん。それから、推進委員の11番の土井委員さん。が欠席届が出ております。それから、議事録署名委員ですが。7番の片岡委員さん。それから8番の服部信彦委員さん、よろしくお願いいたします。本日の議題ですが。議案第1号から第3号まで。それから、報告第1号が上程されております。事務局の方から、説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件です。 申請番号083-11。農地の所在は中野××-×。登記地目が田。面積が419㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が60㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が158㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号083-12。農地の所在は鱒渕××-×。登記地目が田。面積が464㎡。同じく、鱒渕××-×。登記地目が田。面積が1700㎡。3条、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。以上2件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、申請番号083-11につきまして、担当委員の柘植委員さん。現地確認並びに聞き取りの調査を報告をお願いいたします。
１３番	はい。申請番号083-11ですけども、6月11日木曜日。13時30分から私と沖さんで現場確認を行いました。申請の○○○○さんですが、都合により、立ち会いができなかったため、電話にて農地所有権無償の議事概要を確認しました。譲受人の●●●●さんの立ち会いのもと、現場確認と調査を行いました。申請地は、議案書の地図2ページをご覧ください。石見地域中野地区にあり、地名で言いますと。中別所になります。農道北線の新平四郎橋を下った位置になります。申請の概要ですけれども。譲渡人は、広島県三次市在住の○○○○さんです。前回の総会で、家屋の畑を転用希望して申請された方でした。お母さんが生存中は人に頼んで草刈等を行っていましたが。その後は親○○さんが遠方のため、草刈や耕作が困難であり、お隣の●●●●さんに無償譲渡するとのことでした。登記簿の地名は田と畑になっていますが。現状は畑として使用され

	ていました。譲受人の●●●●さんは、現状、4反の水田耕作をされています。また、農機具等を所持されており、農業に関する技術経験も豊富です。集落営農の中山間への参加をされています。今後は、畑として維持していきたいと言われました。別紙のチェックシートに照らし合わせましても問題ないと思われます。すべてが非該当でした。以上のことから、所有権の移転について、特に問題ないと思われます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の沖委員さん。使え加えることを補足のことがありましたらお願いいたします。
推13番	はい。報告された通りでございます。審議の方、よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では、083-11の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。083-11の案件にご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、083-12の案件につきまして、担当委員の服部委員さん。現地調査並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
８　番	お願いします。083-12について説明をいたします。先週の15日の日にですね。夕方から、田中推進員さんと2人ですね。受け人の▲▲さんに、面談をして参りました。それと、現地も確認をして参りました。場所はですね、この地図見ていただくと。今回の申請地の前にある出羽川及び、この道路ですね。これをずっと行きますと。右側に＊＊＊がある位置でございます。鱒渕集落の中では、ほぼ中央に位置するような場所になってございます。それで、今回の申請地はですね。▲▲さんもう、数年前から、実質稲作やっておられまして。現状をですね。水稲やっておられます。△△さんも、歳で、もう手放したいと。実質、もう▲▲さんの方が、もうすでに耕作されてるということなんで。今回、名義上も変えたいと言う事での申請となりました。以上でございます。審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の田中委員さん。付け加えることがありましたら・・・。
推６番	ありません。
議　長	はい。ありがとうございます。では、083-12につきまして、審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。083-12の案件につきまして、ご賛同等意見いただける方の挙手をお願いいたします。

	（全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございます。全員賛成ということで評価することと思っております。 続きまして、議案第2号。入りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請について、今月は2件です。 申請番号084-7。農地の所在は鱒渕××-×。登記地目が畑。面積が20㎡。申請人は□□□□さんです。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成が20㎡。墓碑が0.36㎡です。転用理由は、申請地を整地して墓地として利用したいです。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項をただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号084-8。農地の所在は高見××-×。登記地目が田。面積が75㎡。同じく、高見××-×。登記地目が田。面積が90㎡。同じく、高見××-×。登記地目が田。面積が217㎡。同じく、高見××-×。登記地目が田。面積が204㎡。申請人は◇◇◇◇さんです。転用目的は、農家住宅及び作業場です。所要面積は、土地造成が586㎡。住宅が44.19㎡。作業場が60㎡です。転用の理由は、農家住宅及び作業場の建設です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上2件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、084-7の案件につきまして、担当の服部委員さん。現地調査の報告をお願いいたします。
８　番	よろしくお願いします。084-7についてご説明をいたします。これまた、同じく6月の15日に夕方、先ほどの▲▲さんのところに行った後。田中推進と2人で、また□□さんとこにお邪魔しました。現地を確認し、□□さんに面談をして事情をお伺いしました。場所はですね。その地図を見ていただきますと。真ん中に一本、作木線という道路がありまして。左をずっと行きますと、国道261号線にあたります。右の方ずっと行きますと、高原地区のですね。￥￥￥￥という、そこへ出てくる道になっております。この場所はですね、田所地区の馬野原という集落。これ住所は、鱒渕と思っておりますけれども。馬野原集落という場所でございまして。ちょっとそれ以上の説明はちょっとできないんですけど。道路からすぐ見える所でございます。面談をしますと、□□さんのですね。今、農地はですね。この地図にある、ご自宅の方からちょっと上に。山の××の中に山の中にありまして、非常に管理するのに大変であると。草を刈るにしても、かなり坂道を上っていくのだと。歳を取って非常に管理しにくいということで、家のすぐそばにある今回の畑をですね。墓地にしたいということでございました。現状はですね。畑ということなんですけど。もう、永年にわたり作付はされておりません。ただ、家の、周りということで草を刈られて管理はされておられました。ちょっと、作れないわけではないんですけど。ちょ

	っと作物を作るには、あんまりちょっと、適したような場所ではないんだなというふうに、判断をいたしました。特に、問題はないと思うのですが。ご審議の方、よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん。補足等ありましたらお願いいたします。
推６番	よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では、084-7 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。084-7 の意見につきましてご参加いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、084-8 の案件につきまして。担当の椿委員さん、現地調査並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
４　番	はい。申請番号 084-8。◇◇◇◇さんの 4 条の農地転用の申請についてでございます。申請地は、瑞穂地域高原地区。馬場集落になります。7 ページの左の地図を見ていただいてください。地図の申請地の側の道路が主要地方道出羽仁摩線です。高原駅から川本方面に約 300ｍぐらい行ったところにある高海橋の手前です。18 日に、いつも見なれたところですが。推進委員の冨永有作さんと改めて、現地の住宅と倉庫をちょっと確認いたしました。そして◇◇さんと面談をしております。申請地は、昭和 62 年頃、道路の拡張。高海橋の書き換えの、公共工事の時に嵩上げされ、田んぼでなくなったそうでございます。その後、◇◇建設さんにより、＆＆＆＆＆さんのプレハブの事務所が作られましたが。すぐ旧石見町、井原に移られたそうです。現地は、長い間そのままになっていたらしいんですけども。約 10 年、平成 25 年、おっしゃってました。現在の住宅の所有者である、％％さんの依頼で、旧事務所の位置に農家住宅は◇◇建設さんにより定めました。このたび、％％さんの登録等を登記の希望はやらもあり。◇◇さんが家屋の整理をしたところ、申請地が宅地になっていなかったことが分かり、この度の申請になったそうです。顛末書がつけられております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。冨永推進委員さん。補足していただくことがありましたら、お願いいたします。
推９番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、084-8 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いいたします。
９　番	議長。
議　長	はい。
９　番	586 ㎡の内の、104.9 ㎡がなぜ××でしょうか？そこには駐車場がないんでし

	ょうか。
４　番	現在、駐車場というか、××言われるような形。倉庫に、住宅との間が少し余裕はあります。車庫があるわけではありませんが、車は止められておりました。
９　番	はい。わかりました。
議　長	はい。他、ありませんでしょうか。
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決に入りたいと思います。084-8 の案件にご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、議案第 3 号に入りたいと思います。事務局説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可について。今月は 2 件です。 申請番号 085-4。農地の所在は、矢上××-×。登記地目が畑。面積が 60 ㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が畑。面積が 47 ㎡。使用貸借権の設定です。譲渡人は、☆☆☆☆さん。譲受人は、★★★★★★★です。転用目的は宗教施設で。申請理由は、宗教活動を目的とする建物を建築したいため借地したいです。所要面積は、土地造成が 107 ㎡。活動家屋が 60 ㎡。進入路が 47 ㎡です。この土地は、第 3 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 085-5。農地の所在は、矢上××。登記地目が田。面積が 524 ㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎さん。譲受人は⦿⦿⦿⦿さんです。転用目的は個人住宅で。申請理由は、賃貸住宅が手狭になったので実家に近い申請地に住宅を建築したいです。所要面積は、土地造成が 524 ㎡。個人住宅が 176 ㎡。駐車場 36 ㎡です。この土地は、第 1 種農地です。農用地区域除外を令和 8 年 3 月 12 日に除外済みです。こちら、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号により許可できるものと判断しております。以上 2 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、085-4 の案件につきまして、担当の植田委員さん。聞き取り並びに、現地調査の報告をお願いいたします。
２　番	そうしましたら、085-4。農地法 5 条使用貸借権での申請についてご説明をさしていただきます。10 ページの地図を見てください。この地域については、矢上地区のメインストリートでございまして。目印としましては、＄＄＄＄＄を過ぎまして、前には、矢上小学校の校舎及びグラウンドの前の道路を挟んだ前の位置に、今回の申請地がございますし。このまっすぐ進んで右に折れますと、＊＊＊や、役場本庁舎、ここの位置に当たるような位置関係でございます。経緯につきましては、この土地の所有者☆☆☆☆さんも高齢となられまして、今、現在も体調崩しておられまして、この町内にはおられないというようなことを聞きましたり。いろいろ申請地自体が畑でございますが。その上に、もうすで

	に建物、もしくは、その進入路がもうできておりまして。正式な手続きをしとかんといけんのではないだろうかというところで。思いつかれたということを聞いております。また、連絡を取りたいんですが。今、言いましたように、ちょっとなかなか連絡を取れないと合わせて。宗教法人の▽▽さんにもなかなか連絡がつけることができませんでしたので。代理人の＃＃行政書士さんを通じて、ちょっと聞き取りをしたのが実際でございます。これについては、6 月の 15 日に確認をいたして。現地確認も合わせてしたところでございます。現在、内容の聞き取りも合わせて、勤務つきましても、今現在のこの支援事業の代表者も、もう何回も変わっておられまして。いつ、この道路ができて、反対にいつ、農地の上に建物を造られたかということも、ちょっと実際は分からないというようなことを聞かれたそうでございます。顛末書も提出をされております通りでございまして。その旨が、記載されておりました。今から、その畑に戻すことも、無理でございますし、道路も綺麗に整備されて、コンクリートづくりで、進入路として使っておられますので。このまま申請通り進めたいと思いますので、承認をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、現地の調査につきましては、土井推進員さんと 2 人で、その場所ほどは確認しまして。聞き取りは、今説明さしてもらった＃＃行政書士さんの聞き取りで、今、今日の案件の説明ということになります。一つ、よろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。本日は、土井推進委員さんがお休みですので、このまま審議に入りたいと思います。085-4 につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、質問をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 ちょっと、私からいいですか。
事務局	はい。
議　長	今回の申請で、活動家屋が 60 ㎡です。それで、この地図を見ますと、前からかなり大きい建物が建ってたんじゃないかと思いますけど。それは別口で、今回建てられ・・？
2　番	この張り出し部分が、この今の土地にかかっております。ここの大きな建物が★★★の現建物がございますが、そこの張り出し左側の張り出し角っこの部分。
議　長	はあ。
2　番	あの部分が増設されたと。
議　長	増設ですね。
2　番	あとつけられて。
議　長	やっぱ、そうなんですね。
2　番	それでそれが、たまたま農地にかかっておったというようなことから・・。
議　長	それが今回、もうすでに建って・・。
2　番	建ったということですので、申請をされて合わせて、それを建物の増築されたときに、せっかくなら進入路もちょっと狭い狭いですので。倍ぐらいの幅に

	したいということで・・。
議　長	ありがとうございました。いや最初の建物を建てられたときに、その部分を建てなかったんかなって思って。それはないですね。
２　番	はい。
議　長	わかりました。 他にありませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、085-4 につきまして、採決に入りたいと思います。ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、085-5 の案件につきまして、同じく担当の植田委員さん。現地確認、報告をお願いいたします。
２　番	はい。続いて、よろしくお願いをいたします。085-5。今度は、5 条の無償での所有権移転ということに、説明をいたします。この案件につきましては、令和 7 年 9 月 22 日、第 6 回の総会で除外申請の提出案件でございまして、承認を受けておりましたので。3 月に、除外というような形にも手続き上進んでおります。そういうことがありますので、ちょっと若干簡単に説明をさせていただきます。場所につきましては、11 ページの地図を見ていただければと思います。ちょっとこれを地図については、ちょっと大まかなもんで、ちょっと分かりづらいんですけれども。浜田作木線の中野方面から矢上方面に進んでおりまして、そこへコスモ石油のスタンドがございます。それを、手前 100m ぐらい。右折したところが今回のこの、中心線になる道路に当たるような状況でございます。この土地の所有者◎◎さんは、当申請者の⦿⦿さんは親子関係でございまして。自分の住居をずっといろいろなところを、訪ねておられましたけれども、なかなか思うところが見つからんということで。最終的には実家の隣に、◎◎氏の当時の農地といいますか。宅地が、土地がございますので。そこに、そいじゃ落ちつこうといこうことで、今回の申請となりました。実家の◎◎さんの方にも、やっぱり子供さんが近くにおられるということも、孫さんもおられるということで、非常に喜んでおるということをお聞きしております。6 月 12 日に土井推進員と◎◎さんと面談をいたしました。現地も、3 月の朝、6 月末の申請通り何もまだ手つかずの状態ですので、特に問題はないと思いますし。書類それの中で、申請計画、資金計画も見ましたけれども、問題なく申請通りでいっておると思いますので、承認をなにとぞお願いしたいと思います。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。085-5 のこの案件につきまして、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）

議　長	はい。ないようでしたら、085-5 の案件について採決に入りたいと思います。賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、報告の第 1 号に入りたいと思います。これは相続の届け出ですので、皆さんで見ていただいて、質問ある方は挙手の上お願いいたします。 ありませんでしょうか。　はい。ありがとうございます。では、これは報告ですので、次に入りたいと思います。これで、今日議題が全部すみましたので。 続きまして、4 番のその他へ入りたいと思います。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、 7 月 21 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印